

生活福祉資金貸付のご案内

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

生活福祉資金 貸付制度とは

この貸付制度は、低所得世帯・障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

ご利用いただける方

■低所得世帯／

資金の貸付に合わせて必要な支援を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、独立生活に必要な資金の融通を受けることが困難であると認められるもの

■障害者世帯／

- 身体障害者世帯** ● 身体障害者手帳の交付を受けた方の属する世帯
- 知的障害者世帯** ● 療育手帳の交付を受けた方の属する世帯
- 精神障害者世帯** ● 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯
- その他の世帯** ● 障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方の属する世帯

■高齢者世帯／

65歳以上の高齢者の属する世帯
(ただし、不動産担保型生活資金は除きます)

連帯保証人

原則として連帯保証人が1名必要です。ただし、連帯保証人を立てない場合でも資金の貸付を受けることができます。

連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担いただきますので、日頃から熱心に相談・支援してくれる方が最適です。同一世帯の家族や保証能力が維持できない方は連帯保証人になれません。

保証人を設定する場合	無利子
連帯保証人を設定しない場合	年1.5%

※次の場合は連帯保証人を必要としないでお貸しすることができます。

- 1) 教育支援資金の申込みで、資金使用者が申込者、世帯主が連帯借入申込者となる場合
- 2) 緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

貸付金利率

■総合支援資金・福祉資金

- ・ 連帯保証人を立てる場合は無利子
- ・ 連帯保証人がいない場合は年1.5%

■緊急小口資金・教育支援資金

- ・ 無利子

■不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金

- ・ 年3%、または毎年4月1日時点の長期プライムレートのうちいずれか低い方

償還方法等は…

- ・ 償還は、元金・利子均等の口座振替による月賦償還で、ゆうちょ銀行または秋田銀行・北都銀行・農林中央金庫(農業協同組合)のみご利用になれます。(振込用紙での償還も可能)
- ・ 約束された期間に償還できなかった場合、残元金に対して延滞利子(年3%)が日割りで加算されます。

民生委員等の相談支援

この資金は生活の安定や立て直しを図ることを目的としていることから、必要に応じて民生委員、社会福祉協議会、関係機関の相談支援を受けていただきます。

申込方法

ご相談・お申し込みは、お住まいの地区の民生委員または市町村社会福祉協議会が窓口です。

貸付資金の種類（4種類）

1. 総合支援資金

貸付 対象

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援・家計相談支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯。

なお、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けることに同意していること。

次の要件に全て該当する世帯が申込みできます。

- ア. 低所得世帯であって、失業や収入の減少等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- イ. 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること。
- ウ. 現に住居を有していることまたは生活困窮者自立支援法第3条第3項に規定する住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。
- エ. 社会福祉協議会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還が見込めること。
- オ. 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付けを現に受けることができず、生活費を賄うことができないこと。



1-(1) 生活支援費

貸付月額：20万円以内
単身世帯は15万円以内

据置期間：6月以内

償還期限：据置期間経過後
最長10年以内

対象：低所得世帯

使途内容：生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間は原則として3月とし最長12月以内）

1-(2) 住宅入居費

貸付金額：40万円以内

据置期間：貸付日から6月以内（生活支援費と併せて貸し付ける場合には生活支援費の最終貸付日から6月以内）

償還期限：据置期間経過後10年以内

対象：低所得世帯

使途内容：敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

1-(3) 一時生活再建費

貸付金額：60万円以内

据置期間：貸付日から6月以内（生活支援費と併せて貸し付ける場合には生活支援費の最終貸付日から6月以内）

償還期限：据置期間経過後10年以内

対象：低所得世帯

使途内容：生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用



2-(2) 緊急小口資金

10万円以内

据置期間：2月以内

償還期限：据置期間経過後12月以内

対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
なお、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けることに同意していること

使途内容：緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用

- ア. 医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき
- イ. 火災等被災によって生活費が必要なとき
- ウ. 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
- エ. 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき
- オ. 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- カ. 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- キ. 法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
- ク. 給与等の盗難によって生活費が必要なとき
- ケ. その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき

3. 教育支援資金

3-(1) 教育支援費

高等学校(専修学校高等課程含む)

月額：35,000円以内

高等専門学校

月額：60,000円以内

短期大学(専門職短期大学及び専修学校専門課程含む)

月額：60,000円以内

大学(専門職大学含む) 月額：65,000円以内

※特に必要と認める場合に限り、上記貸付月額の1.5倍の額まで貸付可能

据置期間：卒業後6月以内

償還期限：20年以内

対象：低所得世帯

使途内容：学校教育法に定める高等学校、大学(専門職大学、短期大学、専門職短期大学及び専修学校)、高等専門学校に就学するのに必要な経費(※専修学校は対象校・学科等については別途定めあり)

<就学に必要な経費>

(例) 授業料、学校納入諸経費、参考書、学用品、交通費

3-(2) 就学支度費

50万円以内

対象：低所得世帯

使途内容：学校教育法に定める高等学校、大学(専門職大学、短期大学、専門職短期大学及び専修学校)、高等専門学校に就学するのに必要な経費(※専修学校は対象校・学科等については別途定めあり)

<入学に際し必要な経費>

- (例) ・ 入学金等で入学時の学校に納入する経費
- ・ 制服、靴、体育着等で学校の指定により入学時に購入するもの
 - ・ 教科書、参考書等で入学時に一括して購入するもの

4. 不動産担保型生活資金

4-(1) 不動産担保型生活資金

貸付月額：30万円以内

償還期間：契約の終了後3月以内

対象：高齢者世帯

使途内容：将来にわたり住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として、生活費を貸し付ける

- ・ 土地の評価額の7割を標準として貸付
- ・ 貸付額は、月30万円以内で県社協、借入申込者が契約により定めた金額

※担保となる居住用不動産(土地)の評価額の下限は1,000万円程度

4-(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

対象：高齢者世帯

使途内容：将来にわたり住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、不動産を担保として、生活費を貸し付ける

- ・ 居住用不動産の7割(集合住宅は5割)を標準として貸付
- ・ 貸付額は、世帯の貸付基本額の範囲で県社協及び借入申込者が契約に定めた金額
- ・ 貸付基本額は、世帯の最低生活費を勘案、保護の実施機関が定めた額

※担保となる居住用不動産の資産価値が500万円以上であること、などの要件あり

2. 福祉資金

2-(1) 福祉費

使途目的に応じて貸付額と償還期間を設定

据置期間：6月以内

対 象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

使途目的：日常生活、自立生活する上で一時的に必要な費用



資金の目的	対象世帯	貸付上限額の目安	償還期間
生業を営むために必要な経費	低所得世帯・障害者世帯	460万円	20年
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	低所得世帯・障害者世帯	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	8年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	250万円	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	障害者世帯・高齢者世帯	170万円	8年
障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者世帯	250万円	8年
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	513.6万円	10年
負傷または疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	低所得世帯・高齢者世帯	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	5年
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	5年
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	150万円	7年
冠婚葬祭に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	50万円	3年
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	50万円	3年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	50万円	3年
その他日常生活上一時的に必要な経費	低所得世帯・障害者世帯 高齢者世帯	50万円	3年

